

令和元年 5 月 29 日  
京 都 府  
京 都 地 方 気 象 台

## 指定河川洪水予報及び土砂災害警戒情報への 警戒レベルの追記について

京都府と京都地方気象台は、共同で発表する指定河川洪水予報及び土砂災害警戒情報において、住民の自主的な避難判断を支援するため、参考となる警戒レベルを追記して発表します。

中央防災会議「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」の報告書で「様々な防災情報のうち、避難勧告等の発令基準に活用する情報について、警戒レベル相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促すこと」が示されました。

これを受け、京都府と京都地方気象台は、共同で発表する指定河川洪水予報及び土砂災害警戒情報において、下記のとおり参考となる警戒レベルを追記して発表することとしましたので、お知らせします。

### 記

- 1 運用開始日時 令和元年 5 月 29 日 13 時
- 2 参考となる警戒レベルを追記した例  
指定河川洪水予報 別紙 1  
土砂災害警戒情報 別紙 2
- 3 参考資料：警戒レベルに関するチラシ（内閣府・消防庁作成）

#### 【本件に関する問い合わせ先】

京都府建設交通部砂防課 (電話 075-414-5315)  
京都地方気象台 (沖村・堀田) (電話 075-841-3006)

参考となる警戒レベルを追記した指定河川洪水予報の例

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
京都府 京都土木事務所 気象庁 京都地方气象台	機関名	機関名	機関名

→

**正規**

### 淀川水系 鴨川・高野川氾濫注意情報

淀川水系 鴨川・高野川洪水予報第〇号  
洪水注意報（発表）  
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
京都府京都土木事務所 京都地方气象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】 淀川水系 鴨川・高野川では、  
氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主 文)

【警戒レベル2相当】鴨川の荒神橋水位観測所（京都市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。  
洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨 量)

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。  
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
鴨川・高野川上流 域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水 位)

淀川水系 鴨川・高野川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
荒神橋 水位観測所 (京都市)	0日 00時00分 の状況	X.XX -				
	0日 00時30分 の予測	X.XX -				
	0日 01時00分 の予測	X.XX -				
	0日 01時30分 の予測	X.XX -				
	0日 02時00分 の予測	X.XX -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

参考となる警戒レベルを追記した土砂災害警戒情報の例

## 京都府土砂災害警戒情報 第×号

令和△△年□月□日 □時□分  
京都府 京都地方气象台 共同発表

**【警戒対象地域】**

京都市右京区 南丹市美山町\* 京丹波町旧和知町 綾部市\* 福知山市旧福知山市域

\*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

**【警戒文】**

<概況>  
大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>  
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。  
土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、  
気象情報や市町村から発表される情報に注意してください。

**【京都府土砂災害警戒情報システムで提供する詳細情報も確認してください。】**



警戒対象地域

問い合わせ先  
075-414-5318 (京都府建設交通部砂防課)  
075-841-3008 (京都地方气象台)



警戒レベルに関するチラシ

## 水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
<b>警戒レベル5</b>	既に災害が発生している状況です。 命を守るための <b>最善の行動</b> をとりましょう。	<b>災害発生情報</b> <sup>※2</sup> <small>※2 災害が実際に発生していることを 認識した場合に、可能な範囲で発令 (市町村が発令)</small>	<b>警戒レベル5相当情報</b> 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
<b>警戒レベル4</b> <b>全員避難</b>	<b>速やかに避難先へ避難</b> しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思わ れる場合は、近くの安全な場所や、自宅内の より安全な場所に避難しましょう。	<b>避難勧告</b> <b>避難指示(緊急)</b> <sup>※3</sup> <small>※3 地域の状況に応じて緊急時又は 警報で避難を促す場合に発令 (市町村が発令)</small>	<b>警戒レベル4相当情報</b> 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
<b>警戒レベル3</b> <b>高齢者等は避難</b>	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害の ある方、乳幼児等)とその支援者は避難を しましょう。その他の人は、避難の準備を 整えましょう。	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b> (市町村が発令)	<b>警戒レベル3相当情報</b> 氾濫警戒情報 洪水警報 等
<b>警戒レベル2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの <b>避難行動を確認</b> しましょう。	<b>洪水注意報</b> <b>大雨注意報等</b> (気象庁が発令)	これらは、住民が自主的 に避難行動をとるために 参考とする情報です。
<b>警戒レベル1</b>	災害への心構えを高めましょう。	<b>早期注意情報</b> (気象庁が発令)	

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

### Q&A

質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？  
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレ  
ベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。  
**自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。**

質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？  
⇒**避難指示(緊急)**は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必  
ず発令されるものではありません。**避難勧告が発令され次第、避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難を**  
**してください。**

質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水  
のレベルも4から3に下がったということなの？  
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のまま、土砂災害の3が追加されたので  
あり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。**

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。


**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、  
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30\\_hinankankoku\\_guideline/index.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)



スマホ用  
二次元コード